

第2号様式(第6条第1項)

有料老人ホーム重要事項説明書

作成日 平成29年7月1日

1 事業主体概要

事業主体名	有限会社 湘南ふれあいの園
代表者名	取締役 大屋敷 幸志
所在地	茅ヶ崎市茅ヶ崎2-2-3
電話番号／FAX番号	0467-86-6534／0467-87-5119
ホームページアドレス	http://www.fureai-g.or.jp/
資本金(基本財産)	資本金 500万円
主な出資者(出捐者)とその金額又は比率	大屋敷 英志枝 500万円
設立年月日	昭和60年12月9日
直近の事業収支決算額	(収益) 3,439,852千円 (費用) 3,391,393千円 (損益) 48,459千円
会計監査人との契約	(無)・有()
他の主な事業	介護保険指定事業(訪問介護)

2 施設概要

施設名	有料老人ホーム シニアホテル東戸塚イーストウイング	
施設の類型及び表示事項	類型	① 介護付 (← <u>一般型</u>)・外部サービス利用型) 2 住宅型 3 健康型
	居住の権利形態	① 利用権方式 2 建物賃貸借方式 3 終身建物賃貸借方式
	入居時の要件	1 自立 2 要介護 3 要支援・要介護 ④ 自立・要支援・要介護
	介護保険	① 県指定介護保険特定施設 (番号1471001956、指定年月日 平成20年4月1日) 介護専用型・ <u>混合型</u> ・混合型(外部サービス利用型)・地域密着型・ <u>介護予防</u> ・介護予防(外部サービス利用型) 2 介護保険在宅サービス利用可
	居室区分	① 全室個室(夫婦等居室含む) 2 相部屋あり
	介護に関わる職員体制	3 : 1 以上
	提携ホームの利用等	1 提携ホーム利用可() 2 提携ホーム移行型()
開設年月日	平成20年4月1日	
施設の管理者氏名	梅田 健一	
所在地	横浜市戸塚区上品濃16-8	
電話番号	045-827-2707	
交通の便	J R 横須賀線東戸塚駅 徒歩15分	
ホームページアドレス	http://www.fureai-g.or.jp/ht-senior/east/	

敷地概要	権利形態 所有 ・ 借地 (借地の場合の契約形態) 通常借地契約・定期借地契約 (借地の場合の契約期間) 年 月 日～ 年 月 日 (通常借地契約における自動更新条項の有無) 無・有 敷地面積 20,385.95㎡																																																				
建物概要	権利形態 所有 ・ 借家 (借家の場合の契約形態) 通常借家契約・定期借家契約 (借家の場合の契約期間) 平成19年3月25日～平成49年3月24日 (通常借家契約における自動更新条項の有無) 無・有 建物の構造 鉄骨・鉄筋コンクリート造 地下1階 地上9階建 (耐火・準耐火・その他) 延床面積 19,943.10㎡ (うち有料老人ホーム 4,609.89㎡) 建築年月日 平成19年3月25日建築 改築年月日 年 月 日改築 建築確認の用途指定 有料老人ホーム・その他()																																																				
居室、一時介護室の概要	居室総数 79室 定員 97人(一時介護室を除く) (内訳) <table><tr><td></td><td>居室定員</td><td>室数</td><td>面積</td></tr><tr><td rowspan="4">居室</td><td>個室</td><td>79室</td><td>19.10㎡～ 45.90㎡</td></tr><tr><td>うち2人定員</td><td>18室</td><td>30.30㎡～ 45.90㎡</td></tr><tr><td>2人部屋(相部屋)</td><td>－室</td><td>㎡～ ㎡</td></tr><tr><td>人部屋(相部屋)</td><td>－室</td><td>㎡～ ㎡</td></tr><tr><td rowspan="3">一時介護室</td><td>個室</td><td>1室</td><td>32.90㎡～ 32.90㎡</td></tr><tr><td>2人部屋(相部屋)</td><td>－室</td><td>㎡～ ㎡</td></tr><tr><td>人部屋(相部屋)</td><td>－室</td><td>㎡～ ㎡</td></tr></table>				居室定員	室数	面積	居室	個室	79室	19.10㎡～ 45.90㎡	うち2人定員	18室	30.30㎡～ 45.90㎡	2人部屋(相部屋)	－室	㎡～ ㎡	人部屋(相部屋)	－室	㎡～ ㎡	一時介護室	個室	1室	32.90㎡～ 32.90㎡	2人部屋(相部屋)	－室	㎡～ ㎡	人部屋(相部屋)	－室	㎡～ ㎡																							
	居室定員	室数	面積																																																		
居室	個室	79室	19.10㎡～ 45.90㎡																																																		
	うち2人定員	18室	30.30㎡～ 45.90㎡																																																		
	2人部屋(相部屋)	－室	㎡～ ㎡																																																		
	人部屋(相部屋)	－室	㎡～ ㎡																																																		
一時介護室	個室	1室	32.90㎡～ 32.90㎡																																																		
	2人部屋(相部屋)	－室	㎡～ ㎡																																																		
	人部屋(相部屋)	－室	㎡～ ㎡																																																		
共用施設・設備の概要(設置箇所、面積、設備の整備状況等)	<table><tr><td>食堂</td><td></td><td>設置階 9階 (286.52㎡)</td></tr><tr><td>浴室</td><td>一般浴槽</td><td>設置階 各居室(E835・836を除く) 共用 6階 2箇所(14.23㎡ 15.64㎡)</td></tr><tr><td rowspan="2">浴室</td><td>リフト浴</td><td>設置階 － (㎡)</td></tr><tr><td>ストレッチャー浴</td><td>設置階 7階 中間浴室(36.50㎡) 8階 機械浴室(36.50㎡)</td></tr><tr><td>便所</td><td></td><td>設置箇所 各居室 6・7・8・9階に共用</td></tr><tr><td>洗面設備</td><td></td><td>設置箇所 各居室 共用4箇所</td></tr><tr><td>医務室(健康管理室)</td><td></td><td>設置階 7階 (32.9㎡)</td></tr><tr><td>談話室</td><td></td><td>設置階 6階 ロビー (78.81㎡)</td></tr><tr><td>面談室</td><td></td><td>設置階 6階 (8.73㎡)</td></tr><tr><td>事務室</td><td></td><td>設置階 6階 (22.40㎡)</td></tr><tr><td>洗濯室</td><td></td><td>設置階 6～8階 (3.01～4.8㎡)</td></tr><tr><td>汚物処理室</td><td></td><td>設置階 6～8階</td></tr><tr><td>看護・介護職員室</td><td></td><td>設置階 6階 事務室と共用</td></tr><tr><td>機能訓練室</td><td></td><td>設置階 7階 (34.96㎡) 他の共用施設との兼用 無 有 ()</td></tr><tr><td>健康・生きがい施設</td><td></td><td>設置階 (㎡)</td></tr><tr><td>エレベーター</td><td></td><td>2基 (うちストレッチャー搬入可 1基)</td></tr><tr><td>スプリンクラー</td><td></td><td>設置箇所 各居室・各階共用部</td></tr></table>			食堂		設置階 9階 (286.52㎡)	浴室	一般浴槽	設置階 各居室(E835・836を除く) 共用 6階 2箇所(14.23㎡ 15.64㎡)	浴室	リフト浴	設置階 － (㎡)	ストレッチャー浴	設置階 7階 中間浴室(36.50㎡) 8階 機械浴室(36.50㎡)	便所		設置箇所 各居室 6・7・8・9階に共用	洗面設備		設置箇所 各居室 共用4箇所	医務室(健康管理室)		設置階 7階 (32.9㎡)	談話室		設置階 6階 ロビー (78.81㎡)	面談室		設置階 6階 (8.73㎡)	事務室		設置階 6階 (22.40㎡)	洗濯室		設置階 6～8階 (3.01～4.8㎡)	汚物処理室		設置階 6～8階	看護・介護職員室		設置階 6階 事務室と共用	機能訓練室		設置階 7階 (34.96㎡) 他の共用施設との兼用 無 有 ()	健康・生きがい施設		設置階 (㎡)	エレベーター		2基 (うちストレッチャー搬入可 1基)	スプリンクラー		設置箇所 各居室・各階共用部
食堂		設置階 9階 (286.52㎡)																																																			
浴室	一般浴槽	設置階 各居室(E835・836を除く) 共用 6階 2箇所(14.23㎡ 15.64㎡)																																																			
浴室	リフト浴	設置階 － (㎡)																																																			
	ストレッチャー浴	設置階 7階 中間浴室(36.50㎡) 8階 機械浴室(36.50㎡)																																																			
便所		設置箇所 各居室 6・7・8・9階に共用																																																			
洗面設備		設置箇所 各居室 共用4箇所																																																			
医務室(健康管理室)		設置階 7階 (32.9㎡)																																																			
談話室		設置階 6階 ロビー (78.81㎡)																																																			
面談室		設置階 6階 (8.73㎡)																																																			
事務室		設置階 6階 (22.40㎡)																																																			
洗濯室		設置階 6～8階 (3.01～4.8㎡)																																																			
汚物処理室		設置階 6～8階																																																			
看護・介護職員室		設置階 6階 事務室と共用																																																			
機能訓練室		設置階 7階 (34.96㎡) 他の共用施設との兼用 無 有 ()																																																			
健康・生きがい施設		設置階 (㎡)																																																			
エレベーター		2基 (うちストレッチャー搬入可 1基)																																																			
スプリンクラー		設置箇所 各居室・各階共用部																																																			

	居室のある区域の廊下幅	両手すり設置後の有効幅員 (2.0 m)
消防用設備等	消火器	無・ ☒ 有
	自動火災報知設備	無・ ☒ 有
	火災通報設備	無・ ☒ 有
	スプリンクラー	無・ ☒ 有
	防火管理者	無・ ☒ 有
	防災計画(水害・土砂災害を含む)	無・ ☒ 有
緊急通報装置等緊急連絡・安否確認	緊急通報装置等の種類及び設置箇所 各階各居室 共用トイレ 独立浴室 安否確認の方法・頻度等 巡回、緊急通報装置(ナースコール)	
同一敷地内の併設施設又は事業所等の概要	医療法人社団健齢会 ふれあい東戸塚ホスピタル 9,516.50㎡ ふれあい東戸塚介護支援センター 事業所番号 1471002806 医療法人社団康心会 介護老人保健施設ヒルズ東戸塚 5,816.71㎡ 事業所番号 1451080068 介護老人保健施設ヒルズ東戸塚居宅介護支援事業所 事業所番号 1471001907	
有料老人ホーム事業の提携ホーム及び提携内容	—	

3 利用料

(1) 利用料の支払い方式

支払い方式		前払い方式	月払い方式	☒ 選択方式
入院等による不在時における利用料金(月払い)の取り扱い		① 減額なし ② 日割り計算で減額 ③ 不在期間が 日以上の場合に限り、日割り計算で減額		
利用料金の改定	条件	神奈川県に係る消費者物価指数及び人件費等に変動があった場合に変更する。		
	手続き方法	運営懇談会の意見を聴き、入居者または身元引受人の同意を得る。		

(2) 前払い方式

費用の支払方法	前払金は入居時一括払い。 月額利用料その他は、毎月の請求による月払い		
敷 金	☒ 無・有 (円、家賃相当額の か月分)		
前払金 (介護費用の前払金を除く)	法第29条第6項に規定される前払金 13,000,000 円 ~40,000,000 円		
想定居住期間又は償却期間	1,825日(60ヶ月) ※前払金の償却日数となります		

算定の基礎（内訳）	前払金は、想定居住期間内における家賃相当額です。 借家賃料、修繕費、管理事務費等を含む当該施設の開発等に関わる総費用で、近傍家賃を参照し、想定居住期間を勘案して算出 <u>前払金【1人入居の場合】</u> <table border="0"> <tr> <td>タイプ1</td><td>1,300万円</td><td>タイプ2</td><td>1,650万円～1,800万円</td></tr> <tr> <td>タイプ3</td><td>1,500万円</td><td>タイプ4</td><td>1,750万円～2,000万円</td></tr> <tr> <td>タイプ5</td><td>2,150万円～2,250万円</td><td>タイプ6</td><td>2,150万円～2,250万円</td></tr> <tr> <td>タイプ7</td><td>2,100万円～2,300万円</td><td>タイプ8</td><td>2,100万円～2,300万円</td></tr> <tr> <td>タイプ9</td><td>2,170万円～2,350万円</td><td>タイプ10</td><td>3,000万円</td></tr> </table> <u>前払金及び加算額【2人入居の場合】</u> <table border="0"> <tr> <td>タイプ6</td><td>3,200万円～3,250万円</td><td>タイプ7</td><td>3,100万円～3,300万円</td></tr> <tr> <td>タイプ8</td><td>3,100万円～3,300万円</td><td>タイプ9</td><td>3,250万円～3,350万円</td></tr> <tr> <td>タイプ10</td><td>4,000万円</td><td colspan="2">（※加算額1,000万円）</td></tr> </table> <u>家賃相当額算定方法（内訳）</u> 各月家賃相当額＝ （前払金－非返還対象分）÷償却日数×各月入居実日数 ※家賃相当額は小数点以下切捨てとし、月々の償却額とします。 ※端数は最終日に調整します。	タイプ1	1,300万円	タイプ2	1,650万円～1,800万円	タイプ3	1,500万円	タイプ4	1,750万円～2,000万円	タイプ5	2,150万円～2,250万円	タイプ6	2,150万円～2,250万円	タイプ7	2,100万円～2,300万円	タイプ8	2,100万円～2,300万円	タイプ9	2,170万円～2,350万円	タイプ10	3,000万円	タイプ6	3,200万円～3,250万円	タイプ7	3,100万円～3,300万円	タイプ8	3,100万円～3,300万円	タイプ9	3,250万円～3,350万円	タイプ10	4,000万円	（※加算額1,000万円）	
タイプ1	1,300万円	タイプ2	1,650万円～1,800万円																														
タイプ3	1,500万円	タイプ4	1,750万円～2,000万円																														
タイプ5	2,150万円～2,250万円	タイプ6	2,150万円～2,250万円																														
タイプ7	2,100万円～2,300万円	タイプ8	2,100万円～2,300万円																														
タイプ9	2,170万円～2,350万円	タイプ10	3,000万円																														
タイプ6	3,200万円～3,250万円	タイプ7	3,100万円～3,300万円																														
タイプ8	3,100万円～3,300万円	タイプ9	3,250万円～3,350万円																														
タイプ10	4,000万円	（※加算額1,000万円）																															
解約時の返還金（算定方法等）	【1人入居で契約が終了した場合】 前払金×80%÷償却期間の日数×契約終了日から償却期間満了日までの日数＝返還金 【2人入居で一方の契約が終了した場合】 前払金の加算額を対象に、上記の計算式で返還金を算出します。 【前払金の償却期間を超える場合】 返還金はありません。引き続き月払いの利用料をお支払いください。 ※前払金の償却日数＝1825日（60ヶ月） ※算出された返還金は、端数を切上げとする ※返還金は、契約終了日の翌日から起算して90日以内に返還。 【3月以内の契約解除(短期解約特例)時に係る算定方法】 1日当り＝（前払金－非返還対象分の額）÷償却期間月数÷30 返還金＝前払金（非返還対象分含む） －1日当りの利用料×入居実日数 ※算出された1日当りの金額は、端数を切捨てする ※返還金は、契約終了日の翌日から起算して90日以内に返還。																																
返還の対象とならない額の有無	無 ・ 有（ 2,600,000円 ～ 8,000,000円 ） ※非返還対象分は、前払金の20%とします。																																
初期償却の開始日	入居日の翌日																																
介護費用の前払金	円 ～ 円																																
算定の基礎（内訳）																																	
解約時の返還金（算定方法等）																																	
返還の対象とならない額の有無	無 ・ 有（ 円）																																
初期償却の開始日																																	

月額利用料	※1ヶ月30日として (1人入居の場合) 177,171円～264,600円 (2人入居の場合) 297,977円～358,560円							
年齢に応じた金額設定	⓪・有							
要介護状態に応じた金額設定	無・⓪ 自立又は介護認定を受けていない方は、健康管理費として月額21,600円/人をお支払いいただきます。 (使途:協力医療機関への通院・入院サービス、服薬管理等)							
料金プラン	月額利用料 【1人入居の場合】		内 訳					
			管理費	介護費用	食費	光熱水費	家賃相当額	その他
	タイプ1	177,171	115,611		61,560			
	タイプ2	199,800	138,240		61,560			
	タイプ3	189,000	127,440		61,560			
	タイプ4	210,600	149,040		61,560			
	タイプ5	221,400	159,840		61,560			
	タイプ6	221,400	159,840		61,560			
	タイプ7	221,400	159,840		61,560			
	タイプ8	221,400	159,840		61,560			
	タイプ9	231,274	169,714		61,560			
	タイプ10	264,600	203,040		61,560			
	月額利用料 【2人入居の場合】		内 訳					
			管理費	介護費用	食費	光熱水費	家賃相当額	その他
	タイプ6	297,977	174,857		123,120			
	タイプ7	297,977	174,857		123,120			
	タイプ8	297,977	174,857		123,120			
	タイプ9	309,806	186,686		123,120			
	タイプ10	358,560	235,440		123,120			
算定根拠	管理費		事務管理部門の人件費・事務費、入居者に対する日常生活支援サービス提供のための人件費・事務費、共用施設等の維持管理費を基に算出					
	介護費用		—					
	食費		食材費、人件費、運営諸経費より算定 1日2,052円×30日＝61,560円 ※実数分徴収します (朝食540円/昼食648円/夕食864円)					
	光熱水費		管理費に含む					
	家賃相当額		前払金として受領している為、月払いの家賃相当額の支払いは不要					
	その他		—					
月額利用料に含まれない実費負担等	おむつ代、業者クリーニング代、電話代、理美容、医療費 新聞・雑誌等の購読料、各居室で使用するNHK受信料 施設内洗濯機使用料、レクリエーションの材料費等							

介護保険に係る利用料
(適用を受ける場合は、
市区町村から交付され
る「介護保険負担割合
証」に記載された利用
者負担の割合に応じた
額)

特定施設入居者生活介護 (1 か月 30 日の例)

区 分	月 額	利用者負担額(1 割の場合)	利用者負担額(2 割の場合)
要介護 1	196,143 円	19,615 円	39,229 円
要介護 2	218,409 円	21,841 円	43,682 円
要介護 3	242,422 円	24,243 円	48,485 円
要介護 4	264,687 円	26,469 円	52,938 円
要介護 5	288,357 円	28,836 円	57,672 円

各種加算の状況

個別機能訓練加算	(無・有)	
夜間看護体制加算	(無・有)	
医療機関連携加算	(無・有)	
看取り介護加算	(無・有)	
認知症専門ケア加算	(無・有)	(Ⅰ)
		(Ⅱ)
		(Ⅰ) イ
		(Ⅰ) ロ
		(Ⅱ)
サービス提供体制強化加算	(無・有)	(Ⅲ)
		I
		Ⅱ
		Ⅲ
		Ⅳ
介護職員処遇改善加算	(無・有)	V

介護予防特定施設入居者生活介護 (1 か月 30 日の例)

区 分	月 額	利用者負担額(1 割の場合)	利用者負担額(2 割の場合)
要支援 1	69,476 円	6,948 円	13,896 円
要支援 2	114,371 円	11,438 円	22,875 円

各種加算の状況

個別機能訓練加算	(無・有)	
医療機関連携加算	(無・有)	
認知症専門ケア加算	(無・有)	(Ⅰ)
		(Ⅱ)
		(Ⅰ) イ
		(Ⅰ) ロ
		(Ⅱ)
サービス提供体制強化加算	(無・有)	(Ⅲ)
		I
		Ⅱ
		Ⅲ
		Ⅳ
介護職員処遇改善加算	(無・有)	V

(3) 月払い方式

費用の支払方法	月額利用料その他は、毎月の請求による月払い							
敷金	(無)・有(円、家賃相当額の か月分)							
月額利用料	※1ヶ月30日として (1人入居の場合) 350,504円～664,600円 (2人入居の場合) 724,643円～891,893円							
年齢に応じた金額設定	(無)・有							
要介護状態に応じた金額設定	無・(有) 自立又は介護認定を受けていない方は、健康管理費として月額21,600円/人をお支払いいただきます。 (使途:協力医療機関への通院・入院サービス、服薬管理等)							
料金プラン	月額利用料 【1人入居の場合】		内 訳					
			管理費	介護費用	食費	光熱水費	家賃相当額	その他
	タイプ1	350,504	115,611		61,560		173,333	
	タイプ2	419,800 ～439,800	138,240		61,560		220,000 ～240,000	
	タイプ3	389,000	127,440		61,560		200,000	
	タイプ4	443,933 ～477,266	149,040		61,560		233,333 ～266,666	
	タイプ5	508,066 ～521,400	159,840		61,560		286,666 ～300,000	
	タイプ6	508,066 ～521,400	159,840		61,560		286,666 ～300,000	
	タイプ7	501,400 ～528,066	159,840		61,560		280,000 ～306,666	
	タイプ8	501,400 ～528,066	159,840		61,560		280,000 ～306,666	
	タイプ9	520,607 ～544,607	169,714		61,560		289,333 ～313,333	
	タイプ10	664,600	203,040		61,560		400,000	
	月額利用料 【2人入居の場合】		内 訳					
			管理費	介護費用	食費	光熱水費	家賃相当額	その他
	タイプ6	724,643 ～781,310	174,857		123,120		426,666 ～483,333	
	タイプ7	711,310 ～737,977	174,857		123,120		413,333 ～440,000	
	タイプ8	711,310 ～737,977	174,857		123,120		413,333 ～440,000	
	タイプ9	743,139 ～756,472	186,686		123,120		433,333 ～446,666	
	タイプ10	891,893	235,440		123,120		533,333	
算定根拠	管理費		事務管理部門の人件費・事務費、入居者に対する日常生活支援サービス提供のための人件費・事務費、共用施設等の維持管理費を基に算出					
	介護費用		－					
	食費		食材費、人件費、運営諸経費より算定 1日2,052円×30日＝61,560円 ※実数分徴収します (朝食540円/昼食648円/夕食864円)					
	光熱水費		管理費に含む					
	家賃相当額		近傍家賃を参照し、想定居住期間を勘案して算出					
	その他		－					

月額利用料に含まれない実費負担等	おむつ代、業者クリーニング代、電話代、理美容、医療費 新聞・雑誌等の購読料、各居室で使用するNHK受信料 施設内洗濯機使用料、レクリエーションの材料費等			
介護保険に係る利用料 (適用を受ける場合は、 市区町村から交付され る「介護保険負担割合 証」に記載された利用 者負担の割合に応じた 額)	特定施設入居者生活介護 (1 か月 30 日の例)			
	区 分	月 額	利用者負担額 (1 割の場合)	利用者負担額 (2 割の場合)
	要介護 1	196,143 円	19,615 円	39,229 円
	要介護 2	218,409 円	21,841 円	43,682 円
	要介護 3	242,422 円	24,243 円	48,485 円
	要介護 4	264,687 円	26,469 円	52,938 円
	要介護 5	288,357 円	28,836 円	57,672 円
	各種加算の状況			
	個別機能訓練加算		(無・有)	
	夜間看護体制加算		(無・有)	
	医療機関連携加算		(無・有)	
	看取り介護加算		(無・有)	
	認知症専門ケア加算	(無・有)	(Ⅰ)	
			(Ⅱ)	
	サービス提供体制強化加算	(無・有)	(Ⅰ) イ	
			(Ⅰ) ロ	
			(Ⅱ)	
			(Ⅲ)	
	介護職員処遇改善加算	(無・有)	Ⅰ	
			Ⅱ	
			Ⅲ	
			Ⅳ	
			Ⅴ	
	介護予防特定施設入居者生活介護 (1 か月 30 日の例)			
	区 分	月 額	利用者負担額 (1 割の場合)	利用者負担額 (2 割の場合)
	要支援 1	69,476 円	6,948 円	13,896 円
	要支援 2	114,371 円	11,438 円	22,875 円
	各種加算の状況			
	個別機能訓練加算		(無・有)	
	医療機関連携加算		(無・有)	
	認知症専門ケア加算	(無・有)	(Ⅰ)	
			(Ⅱ)	
	サービス提供体制強化加算	(無・有)	(Ⅰ) イ	
			(Ⅰ) ロ	
			(Ⅱ)	
(Ⅲ)				
介護職員処遇改善加算	(無・有)	Ⅰ		
		Ⅱ		
		Ⅲ		
		Ⅳ		
		Ⅴ		

(4) 共通事項

改定ルール（勘案する要素及び改定手続等）	費用の改定にあたっては、神奈川県に係る消費者物価指数及び人件費等を勘案し、運営懇談会で意見を聴き同意を得た上で改定いたします。
前払金の返還金の保全措置	保全措置の内容 ((公社)全国有料老人ホーム協会の入居者生活保証制度に加入。当社が個別入居者について拠出金を支払う事により、万一倒産に至り、入居者のすべてが退去せざるを得なくなり、かつ入居者から入居契約が解除された場合に償却期間終了後においても保証金として500万円が入居者に支払われる。) 無 ・ ①有 無の場合の理由()
サービスの提供に伴う事故等が発生した場合の損害賠償保険等への加入	無 ・ ①有 有の場合の保険名 (株式会社 損害保険ジャパン 賠償責任保険)
消費税の対象外とする利用料等	前払金、介護保険に関わる利用料。 それ以外の費用は消費税を含んだ額となります。
短期利用の設定（短期利用特定施設入居者生活介護の届出がある）	①無 ・ 有 有の場合は 別添短期利用のサービス等の概要 参照

4 サービスの内容

(1) 全体の方針

運営に関する方針	お元気な方も介護を必要とされる方も独立心を損なうことなく、自立した生活ができるよう生活支援や介護サービスをとおしてサポートしていきます。24時間 365 日を健康面でも安心してお過ごしいただけるよう、グループ医療機関との密接な連携を更に強化していきます。 入居者の皆様が自分らしい生活を送ることができるよう、スタッフや他の入居者との交流の場を設けながら、一つのコミュニティとして、また、安心できる「住まい」として、皆様に満足頂ける環境づくりを目指しています。
サービスの提供内容に関する特色	介護職員の中でも介護福祉士を 65%以上配置し、専門性の高い介護サービスの提供に取り組んでいます。入浴サービスも週3回を基本とし、2日に1回入浴ができるようなスタッフ体制を確保しています。 (特浴を除く) 外出のレクリエーションを多く取り入れ、社会参加や地域交流に力を入れています。毎月、医療機関への情報提供や主治医との情報共有を図りながら、24時間安心できる健康管理に努めています。 理学療法士による機能訓練サービスを提供し、機能維持、機能回復を重視しています。

入浴、排せつ又は食事の介護	① 自ら実施 2 委託 3 なし
食事の提供	1 自ら実施 ② 委託 3 なし
洗濯、掃除等の家事の供与	1 自ら実施 ② 委託 3 なし
健康管理の供与	① 自ら実施 2 委託 3 なし
安否確認又は状況把握サービス	① 自ら実施 2 委託 3 なし
生活相談サービス	① 自ら実施 2 委託 3 なし

(2) 介護サービスの内容

月額利用料（介護費用、光熱水費、家賃相当額を除く）に含まれるサービスの内容・頻度等	管理費	〔生活サービス〕 リネン交換、居室清掃、その他入居者の生活上必要とされるサービス 〔健康管理〕 健康相談、移送サービス（関連施設のみ） 〔フロントサービス〕 クリーニング、宅配便・郵便物等の取次ぎ その他、別紙「介護サービス等の一覧表」参照
	食 費	3食の提供、配膳、下膳
	その他	
(介護予防)特定施設入居者生活介護による保険給付及び介護費用によりホームが提供する介護サービスの内容・頻度等	別添 介護サービス等の一覧表による	
月額利用料に含まれない実費負担の必要なサービスとその利用料	別添 介護サービス等の一覧表及び管理規程による	
一部又は全部の業務を委託する場合は委託先及び委託内容	調理委託 ー 株式会社 レパスト 入居者への食事の提供及び運営	
苦情解決の体制（相談窓口、責任者、連絡先、第三者機関の連絡先等）	施設 担当者 梅田 健一 TEL 045-827-2707 運営主体 湘南ふれあいの園 TEL 0467-86-6534 第三者機関、行政等 ・神奈川県国民健康保険団体連合会介護保険課介護苦情相談係 TEL 045-329-3447 ・（公社）全国有料老人ホーム協会 TEL 03-3272-3781（代表） ・横浜市健康福祉局高齢健康福祉部高齢施設課 TEL 045-671-3414	
事故発生時の対応（医療機関等との連携、家族等への連絡方法・説明等）	事故対応マニュアルに基づいて、応急処置、協力医療機関への搬入もしくは119番通報による他の医療機関への搬入を行うとともに、家族への連絡を行います。また、事故についての検証、今後の防止策を講じます。	
事故発生の防止のための指針	無 ・ (有)	

損害賠償（対応方針及び損害保険契約の概要等）	介護サービス等の提供にあたり、事故が発生し入居者の生命、身体、財産に損害が生じた場合は、地震・津波等の天災、戦争・暴動等、入居者の故意によるもの等を除いて速やかに損害を賠償します。ただし、入居者に重大な過失がある場合には、賠償額を減ずることがあります。
公益社団法人全国有料老人ホーム協会及び同協会の入居者生活保障制度への加入状況	協会への加入 無・ 有
	入居者生活保障制度への加入 無・ 有

5 介護を行う場所等

要介護時（認知症を含む）に介護を行う場所	入居している居室で介護をいたします。 ただし、心身の状況により居室移動の場合があります。
入を居住後に替居え室る又場合は合施設	居室から一時介護室へ移る場合（判断基準・手続、追加費用の要否、居室利用権の取扱い等） ・急激な体調の変化等、一時的な常時見守りが必要になった場合や退院後の日常生活に慣れるまでの一定期間等について、入居者の申し出により一時介護室で介護を受ける事が可能です。この場合、当初契約した居室の利用権は存続し、追加費用はありません。 ・介護上の必要がある場合は、医師の意見を聞き、入居者の意思を確認すると共に、身元引受人の意見を聞いた上、一時介護室で介護を行う場合があります。この場合、当初契約した居室の利用権は存続し、追加費用はありません。
	従前の居室から別の居室へ住み替える場合（同上） 適切な介護サービス提供のため、もしくは一時介護室での介護が長期にわたる場合は、一定の観察期間を設け、医師の意見を聞いた上、入居者及び身元引受人の同意を得た上で居室を変更していただくことがあります。尚、当初契約した居室の利用権は消滅し、新たに移動先の居室に利用権を設定致します。この場合、追加費用及び差額前払金の返還はありません。
	提携ホームへ住み替える場合（同上）

6 医療

協力医療機関（又は嘱託医）の概要及び協力内容	名 称	医療法人社団健齢会 ふれあい東戸塚ホスピタル
	診療科目	内科、消化器内科、整形外科、循環器内科、呼吸器内科、神経内科 皮膚科、リハビリテーション科、人工透析センター、訪問歯科
	所在地	横浜市戸塚区上品濃16-8
	距離及び所要時間	0km 0分
	協力内容	通常の外来診察、緊急時の往診、入院、健康診断、看護指導
協力歯科医療機関（又は嘱託医）の概要及び協力内容	名 称	医療法人社団健齢会 ふれあい東戸塚ホスピタル
	所在地	横浜市戸塚区上品濃16-8
	距離及び所要時間	0km 0分
	協力内容	訪問歯科

入居者が医療を要する場合の対応（入居者の意思確認、医師の判断、医療機関の選定、費用負担、長期に入院する場合の対応等）	通院－・協力医療機関への通院同行は、月額利用料及び介護保険料に係る利用料に含みます。 ・診察に係る費用は入居者の負担となります。 入院－・医師の判断を基本として、入居者及びご家族とお話し合い頂き、協力医療機関又は希望する病院に入院となります。 ・入院期間中は月額利用料のうち月払いの家賃相当額及び管理費をお支払い下さい。 ・協力医療機関への入退院の移送・同行に係る費用は、月額利用料及び介護保険料に係る利用料に含みます。 ・入院に係る費用は入居者の負担となります。 ・入院中も居室利用権は存続します。
--	---

7 入居状況等

（平成 29 年 7 月 1 日現在）

入居者数及び定員	74 人（定員 97 人）				
入居者の状況	男 性	12 人、女 性	62 人		
	自 立	7 人			
	要介護	41 人	(内訳)	要介護 1	16 人
				要介護 2	10 人
				要介護 3	3 人
				要介護 4	7 人
			要介護 5	5 人	
要支援	26 人	(内訳)	要支援 1	15 人	
			要支援 2	11 人	
平均年齢	87.5 歳（男性 85.8 歳、女性 87.8 歳）				
運営懇談会の開催状況 （開催回数、設置者の役職員を除く参加者数、主な議題等）	年 2 回とする。 平成 28 年 10 月 23 日 参加者数 26 名 平成 29 年 3 月 26 日 参加者数 27 名 議題：入居状況、食事内容、事故、苦情要望、収支報告、行事等				

注）介護の要否別及び平均年齢については、入居者数が少ない等の状況により、個人が特定される場合には、プライバシー保護の観点から記入する必要はない。

8 職員体制

(1) 職種別の職員数等

(平成 29 年 7 月 1 日現在)

	職 員 数	常勤換算後の		夜間勤務職員数 (時～翌 時) (最少人数)	備 考 (資格・委託等)
		人数	うち自立対応		
従業者の内訳	管理者	1※()			介護職兼務
	生活相談員	1 ()			
	直接処遇職員	24 (15)	20.2		
	介護職員	19※(11)	16.9	2	管理者兼務
	看護職員	5※(4)	3.3	2	機能訓練指導員兼務
	機能訓練指導員	1※()			
	理学療法士	()			
	作業療法士	()			
	その他	1※()			看護師兼務
	計画作成担当者	1 ()			介護支援専門員
	医師	()			
	栄養士	1 (1)			委託
	調理員	8 (8)			委託
	事務職員	4 (3)			
	その他職員	()			
	合 計	39 (27)		2	

注 1) 職員数欄の()内は、非常勤職員数で内数。

2) 直接処遇職員は、要介護者及び要支援者に対して介護サービスを提供する職員と自立者に対して一時的な介護その他日常生活上必要な援助を行う職員を合わせた数とし、また、常勤換算後の人数において、自立者対応の人数を内数で記入。

3) 機能訓練指導員及び計画作成担当者が他の職務を兼務している場合は、職員数の人数に※印をつけるとともに、兼務している職名を備考欄に記入。

4) 備考欄には、直接処遇職員や調理員等の委託、看護職員等の機能訓練指導員兼務、計画作成担当者の介護支援専門員資格等を記入。

(2) 職員の状況

管理者		他の職務との兼務				① あり 2 なし					
		兼務に係る 資格等		① あり							
				資格等の名称		介護福祉士					
		看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練 指導員		計画作成 担当者	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の 採用者数		0	3	0	8	0	0	0	0	0	0
前年度1年間の 退職者数		0	3	2	7	0	0	0	0	0	0
業務に 応じた 従事した 職員の 経験年 数 人数	1年未満	0	1	0	5	0	0	0	0	0	0
	1年以上 3年未満	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	3年以上 5年未満	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0
	5年以上 10年未満	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	10年以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
従業者の健康診断の実施状況					① あり 2 なし						

○要介護者・要支援者に対する直接処遇職員体制

(特定施設入居者生活介護事業者(介護予防特定施設入居者生活介護を含む)の指定を受けた施設のみ記入。利用者数の「前年度の平均値」及び職員数の「常勤換算方法」等については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)等の規定によること)

	前々年度の平均値	前年度の平均値	今年度の平均値
要支援者の人数	27.6	24.2	26.0
要介護者の人数	32.2	35.8	37.2
指定基準上の直接処遇職員の人数	14	15	15
配置している直接処遇職員の人数	21.0	19.7	20.3
要支援者・要介護者の合計数人に対する配置直接処遇職員の人数の割合	1.9 : 1	2.1 : 1	2.2 : 1
常勤換算方法の考え方	常勤職員の週勤務時間37.5時間で除して算出		
従業者の勤務体制の概要	介護職員 早番 7:30 ~ 15:30 / 8:00 ~ 16:30 日勤 9:30 ~ 18:00 遅番 10:30 ~ 19:00 夜勤 17:45 ~ 9:45		
	看護職員 早番 8:30 ~ 17:00 日勤 9:00 ~ 17:30 遅番 9:30 ~ 18:00		

○介護職員の保健福祉に係る資格取得状況

社会福祉士	人 (人)	介護職員実務者研修修了者	人 (人)
介護福祉士	12 人 (人)	介護職員初任者研修修了者	6 人 (12人)
介護支援専門員	人 (人)	資格なし	1 人 (人)

注 1) 資格を複数持っている職員がいる場合は、社会福祉士、介護福祉士の順に優先して記入する。他の資格を持っている職員を () に外数で記入する。

注 2) 介護職員基礎研修及び各ホームヘルパー研修修了者は、介護職員初任者研修に含めて記入する。

9 入居・退居等

入居者の条件 (年齢、心身の状況 (自立・要支援・要介護) 等)	概ね 65 歳以上で、自立・要支援及び要介護の方
身元引受人等の条件及び義務等	身元引受人は、本契約に基づく入居者の事業者に対する債務について入居者と連帯して履行の責を負います。また、必要なときには、入居者の身柄を引き取ります。
生活保護受給者の受入れ対応	☒ 可 (事業者からの契約解除)
施設又は入居者が入居契約を解除する場合の事由及び手続等	1 事業者は、入居者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、そのことにより本契約をこれ以上将来にわたって維持することが社会通念上著しく困難と認められる場合に、本条第 2 項及び第 3 項に規定した条件の下に、本契約を解除することがあります。 一 入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき 二 月払いの利用料その他の支払いを正当な理由なく、しばしば遅滞するとき 三 入居契約書第 3 条第 4 項の規定に違反したとき 四 入居契約書第 20 条の規定に違反したとき 五 入居者の行動が、他の入居者又は従業員の生命に危害を及ぼし、又は、その危害の切迫した恐れがあり、かつ有料老人ホームにおける通常の介護方法及び接遇方法ではこれを防止することができないとき 2 前項の規定に基づく契約の解除の場合は、事業者は書面にて次の各号に掲げる手続を行います。 一 契約解除の通告について 90 日の予告期間をおく 二 前号の通告に先立ち、入居者及び身元引受人等に弁明の機会を設ける

三 解除通告に伴う予告期間中に、入居者の移転先の有無について確認し、移転先がない場合には入居者や身元引受人等、その他関係者・関係機関と協議し、移転先の確保について協力する

3 第1項第五号によって契約を解除する場合には、事業者は書面にて前項に加えて次の第一号及び第二号に掲げる手続きを行います。

一 医師の意見を聴く

二 一定の観察期間を置く

4 事業所は、入居者及び身元引受人等が次の各号のいずれかに該当した場合には、前項までの定めに関わらず、催促することなく、本契約を解除する事ができます。

一 入居契約書第47条の各号の確約に反する事実が判明した時

二 入居契約締結後に反社会勢力に該当したとき

三 入居契約書第20条第1項第六号から第八号に掲げる行為を行ったとき

5 入居の翌日から3月以内において、前項の契約解除を行う場合は、入居契約書第45条の短期解約特例を適用するものとします。

(入居者からの解約)

1 入居者は、事業者に対して、少なくとも30日前に解約の申し入れを行うことにより、本契約を解約することができます。解約の申し入れは事業者の定める解約届を事業者に届け出るものとします。

2 入居者が前項の解約届を提出しないで居室を退去した場合には、事業者が入居者の退去の事実を知った日の翌日から起算して30日目をもって、本契約は解約されたものと推定します。

3 入居者は、事業者又はその役員が次の各号のいずれかに該当した場合には、前2項の規定に関わらず、催促することなく、本契約を解約することができます。

一 入居契約書第47条の各号の確約に反する事実が判明したとき

二 本契約締結後に自ら又は役員が反社会勢力に該当したとき

(短期解約特例)

入居者が老人福祉法施行規則第21条第1項第1号及び第2項第1号の定めに従って、入居日の翌日から3月以内において、事業者に対して解約届をもって解約を行った場合又は、死亡により契約終了となった場合は、事業者は、入居契約書第34条の規定に関わらず、入居契約書第45条の規定に従い、受領済みの前払金（非返還対象分の額を含む）を入居者に返還します。

(前払金の返還について)

「3 利用料 解約時の返還金」のとおり計算し、契約終了日の翌日から起算して90日以内に返還致します。

前年度における 退去者の状況	退去先別の人数	自宅等	1人	
		社会福祉施設	人	
		医療機関	人	
		死亡者	10人	
		その他	人	
	生前解約の状況	施設側の申し出	0人	
			(解約事由の例)	
入居者側の申し出		1人		
	(解約事由の例) 娘宅にてターミナルを迎えたいため			
体験入居の期間及び費用負担等		1泊2日 10,800円	最長 6泊7日	※介護保険適用外

10 情報開示

入居希望者等への情報開示	重要事項説明書の公開	① 公開 (閲覧 ・ 写し交付)	2 非公開
	入居契約書の公開	① 公開 (閲覧 ・ 写し交付)	2 非公開
	管理規程の公開	① 公開 (閲覧 ・ 写し交付)	2 非公開
	財務諸表の公開	① 公開 (閲覧 ・ 写し交付)	2 非公開
	事業収支計画の公開	① 公開 (閲覧 ・ 写し交付)	2 非公開

添付書類：別添1「介護サービス等の一覧表」

別添2「短期利用のサービス等の概要」（設定がある場合のみ）

別添3「横浜市有料老人ホーム設置運営指導指針 適合表」

契約の締結にあたり、利用料の詳細な支払い方法を含め、本有料老人ホーム重要事項説明書により説明を行いました。

年 月 日 説明者署名

契約の締結に当たり、利用料の詳細な支払い方法を含め、本有料老人ホーム重要事項説明書により説明を受けました。

年 月 日 署名

特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）の指定（有、無）

区 分		自 立			要支援 1～2			要介護 1～5		
提供サービスの別		利用料金に含まれるサービス	その都度徴収するサービス		介護予防特定施設入居者生活介護により提供されるサービス、又は、利用料金に含まれるサービス	その都度徴収するサービス		特定施設入居者生活介護により提供されるサービス、又は、利用料金に含まれるサービス	その都度徴収するサービス	
サービスの提供内容等		提供方法（回数等）	提供方法（回数等）	金額（単価）	提供方法（回数等）	提供方法（回数等）	金額（単価）	提供方法（回数等）	提供方法（回数等）	金額（単価）
1. 介護サービス										
①巡回										
・ 昼間 8時30分～17時30分	有	希望により対応	—		定時巡回5回※必要時適宜	—		定時巡回5回※必要時適宜	—	
・ 夜間 17時30分～8時30分	有	希望により対応	—		定時巡回5回※必要時適宜	—		定時巡回5回※必要時適宜	—	
②食事介助	有	急病等必要時対応	—		必要時対応	—		必要時対応	—	
③排泄										
・ 排泄介助	有	急病等必要時対応	—		必要時対応	—		必要時対応	—	
・ おむつ交換	有	急病等必要時対応	—		必要時対応	—		必要時対応	—	
・ おむつ代	有	—	枚数分徴収	実費	—	枚数分徴収	実費	—	枚数分徴収	実費
④入浴等										
・ 清拭	有	急病等必要時対応	—		必要時対応	—		必要時対応	—	
・ 一般浴介助	有	急病等必要時対応	—		必要時対応	—		週3回	週4回目以降	1回5,400円
・ 特浴介助	有	急病等必要時対応	—		必要時対応	—		週2回	週3回目以降	1回5,400円
⑤身辺介助										
・ 体位交換	有	急病等必要時対応	—		必要時対応	—		必要時対応	—	
・ 居室からの移動	有	急病等必要時対応	—		必要時対応	—		必要時対応	—	
・ 衣類の着脱	有	急病等必要時対応	—		必要時対応	—		必要時対応	—	
・ 身だしなみ介助	有	急病等必要時対応	—		必要時対応	—		必要時対応	—	
⑥機能訓練	有	—			介護予防特定施設サービス計画に基づき実施	—		特定施設サービス計画に基づき実施	—	
⑦通院の介助	有	協力医療機関へは急病等必要時対応	協力医療機関以外への付添い	1時間3,240円 (交通費別途)	協力医療機関へは必要時対応	協力医療機関以外への付添い	1時間3,240円 (交通費別途)	協力医療機関へは必要時対応	協力医療機関以外への付添い	1時間3,240円 (交通費別途)
⑧緊急時対応										
・ ナースコール	有	24時間対応	—		24時間対応	—		24時間対応	—	
2. 生活サービス										
①家事										
・ 清掃	有	週1回及び随時対応	—		週1回及び随時対応	—		週1回及び随時対応	—	
・ 洗濯	有	急病等必要時対応	業者クリーニング	実費	必要時対応	業者クリーニング	実費	必要時対応	業者クリーニング	実費
②居室配膳・下膳	有	必要時随時対応	—		必要時対応	—		必要時対応	—	
③理美容	有	—	—	実費	—	—	実費	—	—	実費
④代行										
・ 買物	有	—	—	30分1,080円 (交通費別途)	週1回	2回目以降	30分1,080円 (交通費別途)	週1回	2回目以降	30分1,080円 (交通費別途)
・ 役所手続	有	—	—	30分1,080円 (交通費別途)	—	—	30分1,080円 (交通費別途)	—	—	30分1,080円 (交通費別途)
3. 健康管理サービス										
・ 健康診断	有	—	年2回	実費	—	年2回	実費	—	年2回	実費
・ 健康相談	有	必要時随時対応	—		必要時随時対応	—		必要時随時対応	—	
・ 生活指導	有	必要時随時対応	—		必要時随時対応	—		必要時随時対応	—	
・ 医師の往診	有	—	—	実費	—	—	実費	—	—	実費
4. 入退院時、入院中のサービス										
・ 医療費	有	—	—	実費	—	—	実費	—	—	実費
・ 移送サービス	有	協力医療機関への移送・同行	協力医療機関以外への移送・同行	1時間3,240円 (交通費別途)	協力医療機関への移送・同行	協力医療機関以外への移送・同行	1時間3,240円 (交通費別途)	協力医療機関への移送・同行	協力医療機関以外への移送・同行	1時間3,240円 (交通費別途)
5. その他サービス										

注1) 自立・要支援1～2・要介護1～5を区分した場合は8区分となるが、提供サービス内容が同じである場合等は、適宜、複数の区分をまとめることとして差し支えない。

注2) 「提供サービスの別」の「利用料金」とは、前払金および月額利用料を指す。なお、特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）の指定を受けていない場合は、要支援・要介護の欄は、「利用料金に含まれるサービス」とすること。

注3) 各サービスごとに提供方法（回数等）及び金額（費用負担等）を明示すること。

注4) 上記のサービス項目以外に、サービス提供の状況等に応じ、適宜、項目の順序の変更、項目の追加等を行って差し支えない。

注5) 「その他サービス」欄は、上記以外のサービスを必要に応じて記入すること。

横浜市有料老人ホーム設置運営指導指針 適合表

(本表は、指導指針の「建物の規模及び構造設備」の主な項目について、適合の有無を確認するものです。)

No.	指針項目	設備の有無	適合・不適合	不適合となっている項目についてチェック	備考(代替措置・改善計画等)
1	居室 (一時介護室)		適合	☐ 個室ではない(相部屋がある)。 ☐ 面積が13㎡以上(夫婦等居室は一人当たり10.65㎡以上)ない。 ☐ 界壁で区分されていない。 ☐ 地下に居室がある。 ☐ 出入口が空地、廊下又は広間に直接面していない。	
2	食堂	有	適合	☐ 手指を洗浄する設備がない。	
3	浴室	有	適合	☐ 手すりがない。 ☐ スロープがない。 ☐ 浴槽用リフトがない。 (要介護者等を入居対象とする場合) ☐ 介護浴槽(機械浴等)を設けていない。	
4	便所	有	適合	☐ 居室内未設置又は居室の近くでない。 ☐ 常夜灯がない。 ☐ 手すりがない。 ☐ 共用使用の便所が男女別に整備されていない。	
5	洗面設備	有	適合	☐ 居室内未設置又は居室の近くでない。 ☐ 車椅子使用者に対応していない。 ☐ 手すり等がない。 ☐ 洗剤等を保管する設備がない。	
6	医務室 (健康管理室)	有	適合	☐ 医薬品等を錠付ロッカーなどで管理していない。 (介護付有料老人ホームの場合) ☐ 医務室(又は健康管理室)を設置していない。	
7	談話室	有			
8	面談室	有			
9	汚物処理室	有	適合	☐ 居室のある階ごとに設置していない。	
10	看護・介護職員室	有	適合	(介護付有料老人ホームの場合) ☐ 居室のある階ごとに設置していない。 ☐ 談話室や廊下等を見通すことができる形状となっていない。	
11	エレベーター	有	適合	☐ ストレッチャーを収納できない。 ☐ 手すり等がない。	
12	スプリンクラー	有			
13	緊急通報装置	有	適合	(未設置箇所) ☐ 居室 ☐ 一時介護室 ☐ 浴室 ☐ 脱衣室 ☐ 便所 ☐ エレベーター	
14	廊下		適合	☐ 廊下幅が1.8m(1.4m※)以上ない。 ☐ 手すり等がない。 ☐ 両側に手すりがない。 ☐ 連続して手すりが設けられていない。 ※すべての居室が個室で、床面積が18㎡以上であって、かつ、居室内に便所及び洗面設備が設置されている場合は廊下の有効幅員は1.4m以上とすることができる。	
15	居室等の出入口		適合	☐ 引き戸やドアハンドル等を備えていない。	

その他(上記項目以外の主な指針不適合事項)

※ 代替措置、改善計画等は、別紙で明記することも可とする。